

外国人労働者定着支援事業 企画提案募集要領

1 委託業務名

石川県外国人労働者定着支援事業

2 事業の目的

県内の外国人労働者数および外国人雇用事業所が年々増加する一方で、外国人労働者の雇用を希望する企業や雇用中の企業には、外国人労働者の受入のための知識やノウハウの不足から、採用や定着に課題を抱える企業も多い。

そのため、円滑な雇用及び職場定着が行えるよう、企業における外国人労働者の受け入れ態勢の整備および雇用後の職場定着に関する環境整備を支援し、県内企業における外国人労働者の確保につなげることを目的とする。

3 事業内容等

別添の「石川県外国人労働者定着支援事業事業委託仕様書」のとおり

4 事業実施期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 見積限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上記金額は予算の上限であって契約額ではないので留意すること。

6 企画提案公募参加資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人及び法人以外の団体
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (3) 次の事項にいずれも該当しないこと
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 石川県から指名停止の措置を受けている者
 - ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
 - ⑤ 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者

- ⑥ 政治団体
- ⑦ 宗教団体

7 応募書類

- (1) 応募申込書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
 - セミナーの内容、伴走支援のメニューについて提案内容を記載すること。
 - また、アピールしたい点等（応募者の持つ強み、工夫した点、類似事業の実績等）を記載すること。
- (3) 経費精算書（様式3）
- (4) その他、提案の内容を補足する書類（任意様式、A4用紙5枚以内）
 - 提出は任意とする。提案内容を補足する資料があれば提出すること。
- (5) 添付書類
 - ア 定款又は寄付行為
 - イ 最新の決算（営業）報告書（1年分）
 - ウ パンフレット等会社の概要がわかるもの
- (6) 留意事項
 - ① 企画提案は1者につき1件とする。
 - ② 企画提案は当要領6（2）の全てについて提案することとする。
 - ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
 - ④ 書類の内容を提出後に変更することはできない。
 - ⑤ 提出された書類は返却しないものとする。
 - ⑥ 応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
 - ⑦ 再委託を必要とする場合は、企画書に理由及び範囲、予定金額を明記すること。
 - ⑧ 採択された企画提案書の著作権は石川に帰属するものとする。

8 応募の手続き及び選考方法

- (1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先
 - 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1
 - 石川県商工労働部労働企画課 社会人UIターン・雇用推進グループ
 - 電話：076-225-1672
 - E-MAIL：e191300a@pref.ishikawa.lg.jp
- (2) 応募の手続き
 - ① 募集要項の配布
 - ア 日 時 令和5年5月17日（水）から令和5年6月1日（木）正午まで
 - イ 場 所 石川県商工労働部労働企画課

石川県労働企画課ホームページからダウンロードすることも可能。

ホームページアドレス <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html>

② 応募に関する質問

ア 受付期間

令和5年5月17日（水）から令和5月31日（水）15時まで

イ 提出先および提出方法

8（1）の担当課（問い合わせ先及び応募書類の提出先）あてにメールで提出すること※口頭による質問は一切受け付けないものとする。

ウ 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、回答する。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

③ 応募書類の受付

ア 提出方法

直接持参又は郵送すること。

イ 提出期限

令和5年6月1日（木）17時必着

ウ 提出部数

正本1部、副本5部（副本は正本の複写可）

9 選考について

(1) 選考方法

ア 審査会において下記②の審査基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内において優れた提案をした1社を受託候補者として選定するものとする。

イ 審査にあたっては、書類審査を実施する。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) 審査結果の通知

審査対象となった提案の応募者全員に審査結果を書面で通知する。

10 受託候補者選定後の手続き

(1) 県は書類審査で選定した受託候補者から見積書を徴収し、県が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

(2) 業務委託仕様は受託候補者が提出した企画提案書等を基に確定する。なお、事業の実施にあたり県と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがある。